医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	2件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	2件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分4に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術	0件

その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	9件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術	0件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術	0件

(R7. 1. 1～R7. 12.31)

上記の手術件数は、厚生労働大臣が定める特殊な手術を実施するために地方厚生局に届出をした手術件数であり、当院の全手術件数ではありません。

公立刈田綜合病院